一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和3年7月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社平成エンタープライズ(法人番号:5030001048782) 代表者 田倉 貴弥
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県志木市本町5-22-26 (千葉営業所) 千葉県市原市玉前西1-3-25
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和3年4月21日及び令和3年4月28日、増車を行ったことを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(4)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(5)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点
	当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)